

令和6年度 第15回

病院経営戦略会議報告

日 時 令和6年12月3日（火） 13時00分～13時20分
場 所 3階講堂会議室1・2
出席者 朝見副院長、池田副院長、金子副院長、原看護部長、
西田保健衛生局理事、細沼保健衛生局総合調整幹、堀越病院経営部長、
坂口病院総務課長、三上病院施設管理課長、富田病院財務課長、
増田医事課長、小林情報管理室長、田中患者支援センター副所長
事務局 病院総務課 松本

内 容

◎三上病院施設管理課長

【報告事項】

（米原橋原状復旧の工事に伴う通行止め範囲について）

- ・病院建設の際にトラックやダンプでの搬入で使用するため、病院の北東側にある米原橋を増強していたが、建設工事の終了に伴い原状復旧するもの。
- ・令和7年1月6日から17日まで復旧工事を行うので、その間一部の道路において自動車、自転車、歩行者すべてが通行止めとなる。
- ・近隣の自治会にはすでに周知している。

◎富田病院財務課長

【報告事項】

（浦和美園地区順天堂大学新病院の建設計画中止について）

- ・浦和美園地区に整備予定であった順天堂大学医学部附属病院に関して、新たな動きがあったので報告する。
- ・11月29日（金）に順天堂大学の代田学長が埼玉県庁を訪問し、大野県知事に対して「新病院の計画を断念した」と伝えた。その後、さいたま市役所を訪問し、清水市長に対しても同内容を伝えている。
- ・本庁の担当部局より同日午前中に連絡があり、順天堂大学ホームページにおいても資料のとおり掲載されていることを確認した。

- ・なお、担当部局に確認をしたところ、順天堂大学からの建設計画中止の話が突然入ったため、今後の予定などについては全くの白紙状態であるとのこと。

◎増田医事課長

【報告事項】

(マイナ保険証について)

- ・昨日から従来の保険証の発行が停止となっている。すでに発行されている保険証は期限が切れるまでは有効となっており、期限がないものも含めて最長で1年間従来の保険証が使える。
- ・保険者ごとに有効期限は異なるが、大きいものでは国保が7月で終了となるので、かなりの数の方がそこでマイナ保険証に切り替わることとなる。
- ・当院での取り組みとしては、外来の受付で声がけを行い、マイナ保険証の利用を勧めている。中にはマイナンバーカードを保険証として登録していない方もいるが、当院受付のカードリーダーで登録することも可能なので、そういったことも含めてご案内している。
 - マイナンバーカードはスマホに登録して使えるようにはならないのか。(朝見 副院長)
 - 使えるようになると聞いているが、現時点では対応できない。(医事課長)
 - 死亡診断書を確認するときに、これまでは看護師が保険証のコピーを見て漢字の間違いがないかダブルチェックをしていたが、今後はどうなるのか。(原看護部長)
 - マイナンバーカード自体、番号を控えるとか写しを取ることはできないので、今後は別の方法で漢字を把握する必要がある。具体的なやり方は検討していきたい。(医事課長)

◎原看護部長

【報告事項】

(令和6年の診療報酬改定新設の「小児入院医療管理料の看護補助体制充実加算」算定に向けた取り組みについて)

- ・現状は小児入院医療管理料1のみを算定しており、加算としては、プレイルーム加算、養育支援体制加算を算定している。
- ・新たに算定しようと考えている看護補助体制充実加算の施設基準については、小児病棟の看護補助者の数が30対1となること、夜間においては75対1となる必要がある。
- ・これにより夜勤を行う看護補助者を今後配置しなければならないが、毎日夜勤帯

の 16 時間に 1 人以上の配置が必要とされ、時間で計算すると 16 時間×31 日＝496 時間の人員確保が必要となる。

- ・これを見越して 11 月より夜勤を行う看護補助学生アルバイトを募集しており、11 月 28 日現在で 18 名のアルバイト生を採用した。
- ・今後オリエンテーションや必要な補助者研修を行い、12 月には 496 時間の配置を満たす予定。
- ・看護補助者の 30 対 1 の配置に関しては、施設基準を超える看護職員をみなし看護補助として計算することができるため、みなし看護補助者を含めて充足可能である。
- ・今後の課題としては、学生アルバイトは必ず辞めていくこと、実習やテスト期間はシフトに入れないことを考慮すると、安定した人員確保に向けた計画的なリクルート活動が必要となるほか、先日の適時調査で、補助者研修と看護職員に対する研修について指摘があったことから、研修内容を見直す必要がある。
- ・また、偏りなく 496 時間の配置ができるシフトの作成、看護部と医事課による様式 9 のダブルチェックの実施、30 対 1 の充足状況について確認していくことも必要になる。

→施設基準については満たしていると考えている。75 対 1 と 30 対 1 の配置に関しては、それぞれで傾斜配置が認められているので、基準の範囲に納まるように配置していただきたい。その他については医事課でも確認していきたい。

(医事課長)

→アルバイトの看護学生は何年生を募集しているのか。(朝見副院長)

→1 年生から大学生だと 4 年生までいるが、できるだけばらけるように採用している。看護学生だけでなく保育学部、薬学部、医学部の学生もいる。(原看護部長)

→アルバイトの学生を採用することは、看護職員の業務の補助になるだけでなく将来的な当院との関係性を作ることにもつながるのではないかと。(朝見副院長)

→リクルート活動にもなると考えている。(原看護部長)

◎西田保健衛生局理事

- ・11/11 の週からインフルエンザが流行しているが大きく増えているというわけではなく、ずっと横ばいが続いており、大きく流行するということはないと考えている。